

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した「肺がん」は、業務上の事由によるものと認められるとして、保険給付を支給しないとした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、石綿ばく露作業に約 10 年以上従事したことにより「肺がん」を発症したとして、保険給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

監督署長は、原発性肺がんは認められるとしつつも、石綿による疾病の認定基準（以下「認定基準」という。）を満たしていないと判断したが、〇〇医師は、医学的根拠を示した上で胸膜プラークが存在する旨の所見をしていることから、監督署長の処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

- (1) 石綿ばく露作業歴は、認定基準に示されている「10 年以上」の認定要件を満たしている。
- (2) 医学的所見について、主治医及び専門医は、原発性肺がんであることは認められるが、石綿肺所見、胸膜プラーク所見は認められないとしている。
- (3) 以上のことから、請求人に発症した肺がんは、その医学的所見について認定要件を満たしていないことから、業務上の疾病とは認められないと判断した。

### 4 審査官の判断

- (1) 医学的所見について、請求人より、「胸膜プラーク 有」とする新たな医師の意見書が提出され、審査官が調査を行ったところ、「胸膜プラーク 有」とする医学的な見解が得られた。
- (2) 以上のことから、監督署長が請求人に対してなした保険給付を支給しない旨の処分はこれを取り消す。